

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官¹

渡部 吉俊

第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）への法制度整備支援については、2014年度から当部の独自支援となり、年数回の現地セミナー及び日本での共同法制研究という形で継続的に行われている。今回は、2015年7月の共同法制研究²及び同年12月の現地セミナー³に続くものとして、2016年3月14日から18日までの間、東ティモール司法省職員ら5名を招へいして行ったものである。

今回のテーマとしては、従前から取り上げている調停法⁴について、今後の制定と運用を見据えて、より実務的・技術的な観点から講義や意見交換等を実施した。また、東ティモールで改正を検討している国籍法⁵を新たなトピックとして取り上げ、国籍に関する基本的な考え方や日本を含む各国の立法例についての講義等を行うこととした。以下、本共同研究の概要を簡単に報告する。

第2 本共同研究の概要

1 日本側専門家による講義

(1) 「国籍法」

名古屋大学大学院法学研究科の伊藤弘子特任准教授から、国籍の機能や基本原則、日本の国籍法の主な争点、諸外国の国籍法との異同等について講義をいただいた。

(2) 「日本の国籍法の概要」

法務省民事局民事第一課の石井博之補佐官から、日本の国籍法の各規定の趣旨や主な改正経緯等について講義をいただいた。

(3) 「日本における民事調停の実務」

大阪大学法科大学院の吉野孝義客員教授から、日本の民事調停の実情、手続の進め方や事件類型ごとの注意点等について、自らの御経験を踏まえた講義をいただくとともに、東ティモール側からも同国における調停の実情について問題提起が行わ

¹ 現法務省民事局総務課登記情報センター室法務専門官。

² 本誌第65号、41頁以下参照。

³ 本誌第66号、21頁以下参照。

⁴ 東ティモールの調停法の立法状況については、本誌第66号、21頁参照。

⁵ 東ティモールの国籍法については、2002年法律第9号として制定済み。英訳版は、[http://www.migracao.gov.tl/pdf/\[0503-07\]citizenship%20Law.pdf](http://www.migracao.gov.tl/pdf/[0503-07]citizenship%20Law.pdf)を参照。「国籍」についてnationalityではなくcitizenshipの訳が用いられているが、本稿では厳密に区別しない。なお、東ティモールにおける国籍の取得要件については、憲法第3条第2項に実質的な規定が置かれており（国籍法第8条も同じ）、出生地主義と血統主義の両方が採用され、（少なくとも文言上は）幅広く東ティモール国籍を認める形となっている。

れ、幅広い意見交換がなされた。

(4) 「調停手続の概要」

当部の甲斐雄次教官から、日本の民事調停及び家事調停の概要とともに、調停の効力に関連する執行制度の概要について講義が行われた。



伊藤特任准教授と研究生等



吉野客員教授との意見交換

2 訪問・見学

(1) 公益社団法人民間総合調停センター

民事上の紛争について和解、あっせん、仲裁手続等を行う認証紛争解決機関である公益社団法人民間総合調停センターを訪問し、土地境界紛争等の実際の事例を念頭に、効果的な調停の進め方等について、調停に携わる日本の実務家の方々との意見交換を行った。

(2) 神戸地方法務局

行政機関が行う土地境界紛争解決としての筆界特定制度や不動産登記情報の管理に関する実務とともに、国籍の取得・喪失等に係る国籍事務の概要について、各担当の方から御説明をいただいた。



公益社団法人民間総合調停センターへの訪問

第3 所感

今回来日した東ティモール研究員5名のうち2名は、東ティモールにおいて実際に調停実務に携わっている者であり、調停法の立案等に携わっている残りの研究員とともに、法制定後の運用を見据えて、実務的な観点から有意義な意見交換を行うことができた。もちろん、東ティモールと日本では国の状況が大きく異なり、発生する紛争の原因や態様も異なるところが多いのであるが、紛争当事者の自主性を基本とする調停において効果的な解決を図るためには何が必要か、調停に携わる者にはどういった知識・経験や役割が求められるのかといった点は共通する問題であり、東ティモール研究員からは、日本の専門家の話は大変実践的で役に立ったとの感想が聞かれた。

また、今回新たに取上げた国籍法については、そもそも国籍は国家主権の最も基本的な事項の一つであり、その国の歴史・政治・社会経済情勢等を踏まえ定められるべきものであるが、東ティモールの場合は、長年の外国による支配と独立を巡る混乱に由来する複雑な問題を今なお抱えており、政治的課題の一つとなっているようである。本共同研究では、そのような政治的側面に立ち入ることは避けつつ、客観的・技術的な面から国籍法の考え方や実務処理についての基礎的インプットを中心に行ったが、東ティモール研究員によると、東ティモールでは日本を含む海外の法律情報を得ることは容易ではないし、日本の専門家による丁寧な解説を聞くことで、国籍に関する法的理解が深まり、今後の改正検討に是非役立てたいとのことであった。

最後に、御多忙の中、本共同研究の実施に時間を割いてくださった伊藤先生、吉野先生、各訪問先関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

東ティモール共同法制研究 研究員

別添 (名簿)

ネリinho・ヴィタル 1 Mr. Nelinho Vital 司法省国家法律諮問立法局長
セルジオ・デ・ヘスス・フェルナンデス・ダ・コスタ・ホルナイ 2 Mr. Sergio de Jesus Fernandes da Costa Hornai 公設弁護人事務所長
ロマーノ・グテレス 3 Mr. Romao Guterres 司法省土地不動産局長
マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルバ 4 Ms. Marcelina Tilman da Silva 司法省法律研修所長
ヒルデガルディス・ウオンデン 5 Ms. Hildegardis Wondeng 司法省リーガルアドバイザー

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

東ティモール共同法制研究日程表

別添(日程表)

[担当教官: 渡部教官, 担当専門官: 由井専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
3 / 土 12		移動 (MI295 デイリ15:25発-シンガポール18:10着)		
3 / 日 13		入国 (SQ618 シンガポール01:25発-関空9:00着)		
3 / 月 14		9:30 オリエンテーション 法務省民事第一課 4セミ	10:00 「日本の国籍法の概要」(講義) 12:15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影 14:00 「国籍法」(講義) 名古屋大学大学院法学研究科 特任准教授 伊藤弘子 4セミ	
3 / 火 15		9:40 【訪問】 民間総合調停センター	13:30 大阪地裁・簡裁見学 15:00 調停法ポイント講義 4セミ	
3 / 水 16		10:00 法務局訪問に当たっての事前説明 4セミ	13:30 【訪問】 神戸地方法務局 16:00	
3 / 木 17		「日本における民事調停の実務」(講義) 大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 4セミ	東ティモール側研究員からの発表及び意見交換 大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 4セミ	
3 / 金 18		共同討議(今後の支援協力活動について) 4セミ	資料整理 4セミ	出国 (SQ615 関空 23:30発- シンガポール 05:10着)
3 / 土 19		移動 (MI296 シンガポール09:25発-デイリ14:20着)		

※ 4セミ: 法務総合研究所国際協力部4階セミナー室